

検査又は調査の結果（令和2年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和2年9月29日 ～30日	大江山鉱山 附属大江山製造所	ニッケル	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水が基準に適合しているか、附属施設からの鉱理が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和2年10月12日 ～13日	中瀬鉱山 附属中瀬製錬所	アバコ	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水が基準に適合しているか、附属施設からの鉱理が基準に適合しているか、附属施設の集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	不適	附属施設の坑内水処理施設及び集積場の集積物について、不備が認められたので指導した。
令和2年10月16日	白崎鉱山	石灰石	廃止	鉱山保安法第39条第1項に基づき、鉱業を実施したことにより生ずる危害及び鉱害を防止するための必要な設備をすることを命ずるか否か、について調査を行った。	適	
令和2年10月28日	平木鉱山	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山の粉じん作業場の作業環境が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和2年10月29日 ～30日	中竜鉱山	鉛・亜鉛	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和2年11月5日	品川三方鉱山	硫化鉄	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和2年11月6日	内堀鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和2年11月17日	畑長石鉱山	長石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	自動車の月例点検について、不備が認められたので指導した。
令和2年11月25日 ～26日	明延鉱山	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、集積場の保守管理状況等が適切か、について立入検査を行った。	適	
令和2年12月2日	朝日耐火鉱山	耐火粘土	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	退避訓練等について、不備が認められたので指導した。
令和2年12月23日	福山鉱山	ろう石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	保安委員会の審議結果等の記録について、不備が認められたので指導した。

注1：操業状態の区分は、次のとおり。

稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。

休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。

廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2：結果の区分は、次のとおり。

不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。

適：「不適」以外の検査等の結果。